

## 前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(雑誌スポンサー制度の目的)

第1条 前橋市立図書館本館及びこども図書館並びに分館（以下「図書館」という。）に排架する市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための資料を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌スポンサー（この要領の規定に基づき雑誌を提供するものをいう。以下同じ。）が購入した雑誌を図書館に提供し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

- 2 雑誌スポンサーは、提供雑誌及び提供雑誌の最新号の雑誌カバー表面にスポンサー名を表示し、裏面及び雑誌架に広告を掲出することができる。ただし、雑誌スポンサーが個人である場合は、広告の掲出はできない。
- 3 前橋市立図書館長（以下「館長」という。）は、図書館ホームページ等により雑誌スポンサーの名称等を公表するものとする。ただし、雑誌スポンサーから申し出があった場合は匿名での公表とする。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第3条 雑誌スポンサーの対象は、企業、商店、その他の団体又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものを除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業その他これに準ずる営業を行うもの
  - (2) 消費者金融業を行うもの
  - (3) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
  - (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの
  - (5) 政治団体による政治活動・宗教団体による布教推進を目的とするもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当でないと館長が認めるもの
- 2 広告の掲出は企業、商店、その他の団体を対象とし、掲出をすることができる広告の内容は、前橋市教育委員会広告掲載要綱（平成27年2月10日伺定め。）第4条を準用する。

(募集期間等)

第4条 随時受付とする。

(申込方法等)

第5条 前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定による雑誌スポンサー制度の申込みをする者（以下「申込者」という。）は、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）及び次の各号による添付書類を添えて、館長に申し込むものとする。

- (1) 企業、商店、その他の団体の会社概要がわかるもの
- (2) 掲出する広告及び原稿
- (3) 個人の場合は、本人確認ができるもの

- 2 前項第1号の会社概要については、ホームページで公表している場合は添付を省略することが出来る。

(提供雑誌等の選定)

第6条 雑誌スポンサーは、申し込みの際に提供雑誌等を選定するものとする。

- 2 雑誌は、前橋市立図書館資料収集方針及び選定基準に合致したもので館長が認めたものを選定する。
- 3 雑誌の選定は先着順とする。雑誌の所蔵館を変更することはできない。

(雑誌スポンサーの審査及び決定)

第7条 館長は、第5条の規定による申込みがあったときは、掲載の可否を審査するため、前橋市教育委員会広告掲載要綱第11条に規定する「広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り決定するものとする。

- 2 館長は、前項の審査結果を受けたときは、速やかにその結果を、前橋市立図書館雑誌スポンサー承認・不承認決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(覚書)

第8条 市長は、要綱第7条に基づき覚書（様式第3号）を取り交わすものとする。

- 2 雑誌スポンサー期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの一年度間とする。ただし、年度の途中から掲出を決定した場合は、契約日の属する月の翌月から3月31日までとする。
- 3 雑誌スポンサーから要綱第10条に規定する雑誌提供の終了の意思表示がない場合は、契約は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後のスポンサー期間は、更新前のスポンサー期間満了日の翌年の3月31日までとする。

(提供雑誌の購入代金の支払い及び納入)

第9条 要綱第8条に規定する支払いについては、次の各号による。

- (1) 雑誌納入業者への支払いは、一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は年度末に清算するものとする。
- (2) 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 2 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、館長及び雑誌スポンサーの双方で協議の上対応する。
- 3 提供雑誌は、雑誌納入業者が図書館に納入する。

(広告の掲出等)

第10条 雑誌スポンサーは、提供雑誌及び提供雑誌最新号の雑誌カバー表面にスポンサー名称を表示し、裏面及び雑誌架に広告を掲出することができる。なお、雑誌スポンサーが個人の場合は広告の掲出は行わない。

- 2 掲出をすることができる広告の内容は、前橋市教育委員会広告掲載要綱第4条を準用する。
- 3 提供雑誌の排架位置は、館長が決定する。
- 4 スポンサー期間中に広告の掲出を行うこととする。
- 5 掲出できる広告は、1タイトルにつき1種類とする。

(広告の規格等)

第11条 雑誌カバー表面に表示するスポンサー名称の規格は、縦3.6cm、横13cm以内とし、名称ラベルの作成は図書館が行う。貼付位置は中央より下部とする。

2 雑誌カバー裏面及び雑誌架に掲載する広告の規格は、最新号雑誌カバーに収まるサイズとし、片面印刷のものとする。なお、広告原稿の作成は雑誌スポンサーが行うものとする。

(提供雑誌の所有権)

第12条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、前橋市に帰属する。

(広告内容の変更)

第13条 要綱第9条に規定する広告内容の変更は年2回までとする。

2 雑誌スポンサーは広告の変更をしようとするときは、広告内容変更届(様式第4号)と、掲出希望の広告を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の規定の変更届が提出された場合は、審査委員会に諮るものとし、審査委員会の承認を受けた後に広告の掲出変更をすることとする。

(雑誌提供の終了)

第14条 雑誌スポンサーは、要綱第10条第1項に基づく雑誌の提供を終了しようとするときは、終了年度の1月前までに、雑誌提供終了届(第5号様式)を提出するものとする。

2 前項及び要綱第10条第2項各号に該当すると認めるときは、前橋市立図書館雑誌スポンサー取消決定通知書(様式第6号)により雑誌スポンサーに通知するものとする。

3 雑誌スポンサーを取り消した場合、すでに支払われた提供雑誌の購入代金は返還しないものとする。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館と雑誌スポンサー双方で誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月13日から施行する。

## 前橋市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

（宛先）前橋市立図書館長

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

前橋市立図書館に雑誌を提供したいので、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。なお、申込みに当たっては、次の事項を誓約します。

### 記

- (1) この申込書及び添付書類は、事実と相違ありません。
- (2) 前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を遵守します。
- (3) 前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第3条及び前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第1号から第3号までに該当しません。

#### 1 提供を希望する雑誌名等

雑誌名等	提供館

#### 2 広告の掲出及びスポンサー名称の公表（希望する箇所へ○印を記入してください）

広告の掲出 （個人以外の方）		スポンサー名の公表	
<input type="checkbox"/>	広告を掲出する	<input type="checkbox"/>	スポンサー名を公表する（雑誌カバー・館内掲示物・図書館ホームページ）
<input type="checkbox"/>	広告を掲出しない	<input type="checkbox"/>	スポンサー名を公表しない

#### 3 添付書類（該当する箇所へ○印を記入してください）

区分		添付書類
<input type="checkbox"/>	企業、商店、その他の団体	事業概要又は、活動概要（業務内容が分かるパンフレット等）
<input type="checkbox"/>	広告掲出希望	掲出希望の広告案
<input type="checkbox"/>	個人	本人確認ができる書類等

#### 4 連絡先

部署・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メール \_\_\_\_\_

年 月 日

様

前橋市立図書館長  
(公印省略)

## 前橋市立図書館雑誌スポンサー承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった前橋市立図書館雑誌スポンサー制度について、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 提供雑誌名等及び決定区分

雑誌名等	提供館	決定区分
		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認（理由：
		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認（理由：
		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認（理由：

#### 2 スポンサー期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

#### 3 提供雑誌購入費用の支払い等

(1) 購入費用 円

(2) 支払方法

納付書を送付いたしますので、雑誌納入業者に直接お支払いください。なお、購入費用は一括先払いとなります。定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に清算となります。

(3) 広告の掲載

費用の納入の確認後、図書館で広告の掲出やスポンサー名の表示を行います。なお、支払期限までに費用の納入が確認できない場合は、スポンサー承認決定を取消いたしますので、あらかじめご了承ください。

# 覚 書

前橋市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供等に関し、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第8条第1項に規定するとおり覚書を取り交わすこととする。

## 記

### （提供の雑誌）

第1条 乙は、選定した雑誌を甲へ無償譲渡する。

	提供雑誌名	提供館名
1		
2		
3		

### （広告掲載の方法）

第2条 甲は、乙から前条で無償譲渡を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告を当該カバーに掲出するものとする。なお、乙は、広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。ただし、乙が個人の場合は広告の掲出は行わないものとする。

### （提供の期間）

第3条 乙が甲に対して提供する期間は原則として甲が広告掲出を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

2 前項ただし書の更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の3月31日までとする。

### （提供雑誌購入代金の支払方法）

第4条 提供雑誌の代金の支払いは、甲が指定する納入業者に乙が直接支払うものとする。乙は、納入業者から請求を受けたら、指定された期日までに支払うものとする。

2 前項の支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。ただし、乙と納入業者が協議の上、その他の支払い方法で合意した場合は、この限りでない。

3 振込手数料は、乙の負担とする。

4 乙が提供する雑誌が休刊した場合は、甲と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

### （広告掲載の責務）

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 甲は、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第3条に該当する規制業種又は事業者に係る広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。また、広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、前橋市教育委員会広告掲載要綱第4条及び前橋市教育委員会広告掲載取扱基準第2条に該当するものは掲載しない。
- 3 乙は、掲載しようとする広告内容について、正当な理由がない場合は、前橋市教育委員会広告掲載基準に基づいて甲が指示する広告の内容への修正・削除等に応じなければならない。
- 4 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。
- 5 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(広告内容の変更)

第6条 乙は、雑誌に掲載した広告の内容を変更しようとするときは、広告内容変更届(第4号様式)を甲に提出し、その広告掲載の可否について「広告審査委員会」の承認を受けなければならない。

(雑誌提供終了の届出)

第7条 乙は、雑誌の提供を終了しようとするときは、終了年度の1月前までに、雑誌提供終了届(第5号様式)により甲に届け出なければならない。

(雑誌スポンサーの取消し)

第8条 甲は、乙が本覚書に定める義務を履行しないときや、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第10条第2項に該当するときは、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第7条の規定による承認の決定を取り消すことができる。

- 2 甲は、前項の取消しが決定した場合は、速やかに前橋市立図書館雑誌スポンサー取消決定通知書(第6号様式)により、乙に通知するものとする。

(協議)

第9条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 所在地 前橋市大手町二丁目12番地1  
名 称 前橋市  
代表者 前橋市長 山 本 龍 印

乙 所在地  
名 称  
代表者

印

## 広告内容変更届

年 月 日

（宛先）前橋市立図書館長

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

雑誌スポンサーの広告内容を変更したいので、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第13条の規定に基づき届け出ます。

広告変更希望 雑誌名	
所蔵館	
主な変更点	

（注）新たに掲示希望の広告の原稿を添付してください。

- ・変更希望雑誌1誌につき2部

### 図書館記入欄

処理状況等を記入	担当者

## 雑誌提供終了届

年 月 日

前橋市立図書館長 へ

所在地  
 申込者 商号又は名称  
 代表者氏名

都合により、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を終了したいので、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第14第1項の規定に基づき以下により届け出ます。

	雑誌の名称等	刊行の形態	提供館
提供を中止する雑誌名等及び提供先		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他 (            )	<input type="checkbox"/> 前橋市立図書館本館 <input type="checkbox"/> (            ) 分館 <input type="checkbox"/> 前橋こども図書館
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他 (            )	<input type="checkbox"/> 前橋市立図書館本館 <input type="checkbox"/> (            ) 分館 <input type="checkbox"/> 前橋こども図書館
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他 (            )	<input type="checkbox"/> 前橋市立図書館本館 <input type="checkbox"/> (            ) 分館 <input type="checkbox"/> 前橋こども図書館
終了年月日	年 3 月 3 1 日		

(注) 提供を終了する雑誌の刊行の形態及び希望する提供先について、該当する箇所に✓印を記入してください。

図書館記入欄

処理状況等を記入	担当者

年 月 日

様

前橋市立図書館長  
（公印省略）

## 前橋市立図書館雑誌スポンサー取消決定通知書

年 月 日付で覚書を取り交わした前橋市立図書館雑誌スポンサー制度について、下記の雑誌のスポンサーを取り消しましたので通知します。

### 記

1 対象雑誌等及び提供館

2 取消の理由